１９９３年１月１３日発行

村尾光子のみなみかわち 町議会報告（第７３号）

発行者：村尾光子（TEL:44-5418）
連絡先：南河内町薬師寺３，２３８-２
グリーンタウン１２２街区３

今回は第４回定例会（１２月９～１４日）と
第３回臨時会（１２月２４日）の 報告です。

《審議事項》

承認第 5号	専決処分事件の承認(一般会計補正予算3号)	賛成全員	承認
同意第 6号	町固定資産評価審査委員会委員選任同意	賛成多数	同意
議案第38号	町印鑑条例の一部改正	賛成全員	可決
39	町水田農業確立特別対策基金を廃止する条例	〃	〃
40	町議会議員報酬等に関する条例改正	〃	〃
41･42	町長等三役と教育長の給与等 〃	〃	〃
43･44	物品売買契約締結(薬小･吉田東小パソコン購入)	〃	〃
45	H.4年度町一般会計補正予算(第4号)	〃	〃
46~48	〃 町特別会計補正予算(3件)	〃	〃
発議第 5号	東京佐川急便事件解明と政治倫理確立･政治改革に関する意見書	〃	採択
議案49･50号	工事請負契約締結(農業集落排水事業)	〃	可決
51･52	町職員･町企業職員の給与等に関する条例改正	〃	〃
53	H.4年度町一般会計補正予算(第5号)	〃	〃
54~56	〃 町特別会計補正予算(3件)	〃	〃
陳情第 1号	町名変更に関する陳情書について	賛成多数	採択

※議案等の番号は暦年毎の通し番号です。

一般質問：舘野正明・大島将良・村尾光子
永吉栄・伊沢剛の５議員

もくじ

★ゴネ得を許した"町名変更陳情"採択！

『グリーンタウンにふさわしい町名をつける会』(代表 島崎利氏)から8月28日付けで出された町名変更に関する陳情書は、12月24日の第3回臨時会にて採択されました(欠席2、採択14、不採択1)。これは、これに先立つ12月14日の第4回定例会本会議にて、この件について付託を受けていた総務常任委員会からの採択(採択4、不採択1)との審議報告を受けてのことです。

また、この陳情書に関連して7月31日付けから10月19日付けまで5回にわたり署名簿が提出されており、1回目と5回目の署名簿には趣旨文が添えられています。署名者数は764人(会報告)とされていますが、地区外居住者・未成年・重複署名者・未住民登録者・取り消し者を精査すると640人(12月4日現在、総務課調べ)です。

町名変更に関する陳情書

私たちは、近代的な町づくりのモデルとして、諸施設の整備されつつあるグリーンタウンは、あこがれの町でした。希望と幸わせを実感できる町として、誇りに思っていました。

ところが、先の町名検討委員会の決定案は、町を分割し、更には、一部の地区名を他にまで広げ、残そうとするようなやり方です。これは、整備され、近代化されたグリーンタウンの町づくりを、19世紀に逆戻りさせるような感があります。従来の道路や集落はことごとく破壊し、新生を願ってまったく新しい町づくりをしました。

新しく生れ変った町らしく、それにふさわしい新しい息吹の感じられる町名にしていただきたく、先の連名簿に添えて、陳情いたします。

平成4年8月28日

グリーンタウンにふさわしい町名をつける会
代表 島崎 利 (印)

町議会議長殿

《討論要旨》

・採択すべきとの討論：早川議員

『新しい町名にしたい』と70才を過ぎた老人が熱心に議員に働き掛けている姿に感じ入り動かされた。新しいまちにふさわしく新しい町名にすべきだ。

・不採択とすべきとの討論:村尾

1.陳情の趣旨が曖昧である。

陳情書:町名検討委員会の案は19世紀に逆戻りさせるような感がある。新しい町らしく、ふさわしい名を付けて欲しい。

7月31日:検討委員会は何ら検討・調査することもなく、住民無視もはなはだしいやり方だ。検討委員会の決定案を撤回して欲しい。

10月19日:会の活動主体、署名者の大部分は南部地区住民であるから、南部地区をグリーンタウンとして欲しい。

議案となっているのは陳情書であるが、採択すれば付随して出された文書、即ち検討委員会の決定案を撤回すること、南部地区をグリーンタウンとすることを含めて採択することになりかねない。町名検討委員会はグリーンタウン内各自治会代表・自治会長会代表・地権者会代表そして議会代表等により構成され、4回もの会合を重ねて結論を得た。議会は、この結論を尊重こそす

れ、率先して否定すべきではない。

2. 署名簿への疑義

第1回から第5回まで3か月近くにわたって集められた。陳情の趣旨が曖昧であるように、署名がどの趣旨についてのものか曖昧である。

また、転居して間もなく検討委員会等の経過を知らずに署名している人もある、本人が知らずに名前が連ねられていた、署名活動の一部にはあたかも人権問題が潜んでいるかのような趣旨で運動がなされた、という事実がある。

署名取り消し者が数多くあることを考え合わせると、署名の趣旨が統一されていないことを思わせる。安易に採択すべきではない。

3. 地域のコミュニティーづくりには自治会組織が基盤となるのは言うまでもない。日々新しい住民が増加しているこの地域の自治会役員は地域づくりの基本として自治会の組織・体制づくりに努力している。その方たちが町行政に対する不満は種々感じながらも『自分達の組織から代表者をおくり手順を踏んで検討した結果は尊重して欲しい』との意思表示をしている。これを無視すれば自治会、検討委員の行政不信を招きかねない。

反対感情をもつ住民があることも否めない事実だが、それらはまず自治会内で整理すべきである。

去る1月グリーンタウンの新町名を検討するため
代表者が集まり、検討委員会が結成されましたが
才一回の委員会で、すでに町名は決定すみの印象すら
与えるような会となりました。
何ら検討するとも調査することもなく、その後
持参したアンケートさえ無視されたように思われます
あたかも、検討委員会で検討した如く見せかけたものと
なりました。このようなやり方は今後の町政の運営の
しかたを示すものと思われます。
住民無視もはなはだしいやり方に私たちは
いきどおりと未来に対する不安でいっぱいです。
一部の字名だけを残すようなやり方には賛成できません
とにかく検討もせず住民の意向も充分に聞かなかった
今回の町名決定案を撤回し、グリーンタウンにふさわしい
町名をお願い申し上げます。
署名押印を提出します。　　代表　島崎　利

G.T.にふさわしい町名について

町名　・「グリーンタウン」としたい

範囲　・この町名は G.T南部地区（仮称Ⅱ町）の地域の名とする

理由　・ふさわしい町名のアンケートの集計結果「グリーンタウン」が多数を占めたこと。

・活動の主体は、南部地区の住民のみであること。

・署名者は、南部地区住民が大多数を占めていること。

・南部地区住民の大多数が町名検討委員会の決定案に反対していること。

要望　以上の理由から「グリーンタウン」をGT南部地区の町名としていただくことを要望いたします。

追記　この会は民主的かつ公平に住民の意向をとり入れた町名をつけていただく事を望んでおります。

G.T にふさわしい町名をつける会
島崎　利
大沼喜一
北島常男

「連名簿」に添えられた趣旨文　7月31日付↑　10月19日付→

☞当然のことながら、本会議での議長、常任委員会での委員長はそれぞれの会議で議長を務めるので表決に加わることはできません。村尾は委員長として総務常任委員会での審査を進行し"採択"の報告をしましたが、本会議では反対討論をしました。一般的には考えられないことですが、事の重大さに鑑み問題点を明らかにすべきと考え、前記の意見を述べました。

『ひところ、新しい名をつけることがブームとなっていたが、近年またゆかりのある名を残す潮流となっている』と新聞のコラムで読んだ。“どんな町名が良いか”は結局のところ感覚の問題だと思う。だから、全員一致はあり得ない。『嫌いだ』という人がいることは分かるが、今回の変更陳情の主張は納得できない。検討委員会は住民意向を聞いていないと決め付け、しかも、動機には好き嫌いを越えて“差別する意識”が潜んでいるように思える。

12月14日、グリーンタウン1〜9区の自治会長連名で提出された陳情書

南河内町議会 受 4.12.14 付 202

係	事務局長	議長	供覧

南河内町町議会議長

塚原 洋 殿

グリーンタウン新町名の早期決定を求める陳情

新町名については、7月以来、グリーンタウン地区の一部住民から様々な要望提案が出されたことから、折角の町名検討委員会での決定案が店晒しにされたまま何らの進展もなく推移しておる現状です。そのため、当初、公団によって示された平成5年3月換地処分実施で、名実ともに自己名義の土地となることを喜んでいた大多数の住民にとってその期待を裏切る結果となりましたことは誠に残念です。

町名は、一旦決めてしまうと後でそれを変更するのは至難事であり、又、住民にとって一生使うものでもある故、慎重に事を運ぶのは重要であります。
事前のPR、委員会の構成、委員選出方法等、町側対応の不足、更に住民側の問題等々、不十分な点はあるとは云え、検討委員会での決定は、組織の代表者が集まり、手続きを踏んで決められた事柄です。よって検討委員会での決定事項の早期具体化につきご配慮下さいますようお願い申し上げます。

平成4年12月14日

グリーンタウン地区自治会長連絡会

南河内町大字薬師寺3312番地10グリーンタウン50街区1-1
グリーンタウン1区自治会長　河田通康

南河内町大字薬師寺3216番地1グリーンタウン75街区1-3
グリーンタウン2区自治会長　高橋均

南河内町大字薬師寺3304番地1グリーンタウン181街区1-9
グリーンタウン3区自治会長　小野昭

南河内町大字薬師寺3260番地グリーンタウン168街区2-5
グリーンタウン4区自治会長　鈴木信子

南河内町大字薬師寺3231番地11グリーンタウン81街区15
グリーンタウン5区自治会長　荒井英子

南河内町大字薬師寺3304番地1グリーンタウン86街区3-5
グリーンタウン6区自治会長　中村京子

南河内町大字薬師寺3284番地19グリーンタウン215街区1-5
グリーンタウン7区自治会長　中嶋俊一

南河内町大字薬師寺3265番地6グリーンタウン109街区1 グリーンタウン自治医大職員住宅A101号
グリーンタウン8区自治会長　宇賀神光江

南河内町大字薬師寺3219番地グリーンタウン60街区1-201
グリーンタウン9区自治会長　小泉周三

今回は住民一人ひとりから意見を聞くという直接民主制的なやり方ではなく、自治会という組織を通じ代表者による代議員制的手法で住民意見を汲む手法を選択したのだから、意見を聞いて貰えなかったという不満は組織の代表者に向けるべきではないか。また、日ごとに新しい住民を迎えているのだから、検討委員会での地域意向を持ち寄る会議(第2回目、H.4年2月5日)より後に転居して来た人は、意見を聞かれなかったとしても致し方ない。

総務常任委員会では、委員の意向で『意思表示をしてきた人達だけを考えれば良い。何も言っていない人達や全体的なことは考えない。』方針で進んだ。結果的に、検討委員会の結論を支持しているより多くの人達を無視したことになる。

また、12月1日の常任委員会までは『住民と話し合うとしても、ひたすら"諏訪"でお願いしたいと言うほかない。』と言っていた町長が、12月9日の常任委員会では『議会でこの陳情が採択されるなら、これからどのように町名を決めたら良いか、議会と協議したい』と突然姿勢を豹変させた。あたかも採択して欲しいと言わんばかりに！ 同席していた助役に『何故方針転換したのか』問い合わせたところ、『町長からは何の話もない。驚いている』。一体何があったのだろう。

12月14日付けでグリーンタウンの自治会長の連名で陳情書が出された。定例会最終日で総務常任委員会からの報告申し入れもあり戸惑ったのだろう。が、同じ町名に関することで相反する内容なのに検討もされていない。

手順を踏んで物事を進めることよりも、住民エゴを優先させるなんて・・・・公正であるべき議会がどうしたことか・・・・。自分の無力を感じつつも、一人ではどうにもならない現実を痛感した。

★町長等4役給与と議員報酬引き上げ

【理由】特別職給与：一般職員給与、近隣町との権衡を図るため
議員報酬：議員活動の多様化に対応し近隣町との権衡を図るため

	現行	改正後(H.5.1.1~)	上げ率
町長	65万5千円	71万円	8.4%
助役	53 5	57万5千円	7.5
収入役	51	54 5	6.7
教育長	49 5	52	5.1
議長	28	30	7.1
副議長	22 5	24 5	8.9
議員	20	22	10

過去2年間(H.4年度改正分を含む)の職員給与は平均で昇給：5.6%，ベースアップ：7.08%上昇している。

《特別職報酬等審議会委員：10名》 11月10日開催

公共的団体代表：上野勇氏、伊沢嘉一〃、藤沼キクエ〃、伊沢忠二〃、金島亀夫〃

住民代表：大嶋武久氏、内木清太郎〃、宇賀神光江〃、大嶋宏〃、伊沢茂〃

村尾光子の一般質問



問１．心身障害児(者)対策について
(1)早期発見と治療・教育のための対応策を説明されたい。
障害児(者)の実態(人数・教育・生活環境等)はどうか。

【住民福祉課長】身体障害者数は２９０人(肢体不自由:139人,聴覚障害:74人,視覚障害:32人,その他内部障害・言語障害)、精神薄弱者数は３０人弱である。障害をもつ本人・家族の社会生活上のハンディキャップを取り除き、社会活動参加や在宅介護・経済的負担軽減の一助として、車椅子・補聴器・特殊ベッド等の生活用品給付、重度障害者への手当支給、機能回復施設・授産施設への入所手続き等実施しているが、更に町独自の福祉手当支給等を検討している。

【教育長】教育基本法３条に『すべての国民は、その能力に応じた教育を受ける機会を得る』とある。障害があるため通常の小中学校では教育効果が期待できない場合は、障害の状況・発達段階・特殊性に応じて、可能性を最大に伸ばし社会に参加できる人に育てるため、特殊教育(盲・聾・養護学校)があり、それに付随して小中学校に特殊学級がある。教育基本法施行令では、原則として障害の重い人は特殊教育へ、軽い人は小中学校の特殊学級へと規定されている。

障害の発見は、保健衛生課が実施する乳幼児検診での医師による発見で、保健衛生課による指導助言が行われている。教育委員会は保・衛課と連携を密にし保護者と話し合っている。就学前健康診断ではそれらの確認がなされ、就学指導委員会にて就学機関を決定している。

H.4.4月1日現在、町内児童・生徒のうち１６名が７養護学校(小学部:11名、中学部:3名、高等部:2名)に、また、１聾学校にも通学している。H.5～9年までの就学予定児のうち障害があると思われる子は約１２名と考えられる。

【保健衛生課長】乳幼児検診で発見するのは、(はっきりした障害の状況というより)“障害の疑いがある”場合が大部分で、医療機関を紹介し適正に治療を受けるよう対応している。

(2)地域社会における心身障害児(者)やその教育について理解を深めるための啓発はどのようになされているか。
また、その成果はどうか。障害者(児)に対する町としての見解を伺う。

【教育長】障害をもった子であるときは、保護者と面接を重ねコミュニケーションを深めながら啓発を図っている。養護学校の学校参観・体験学習への参加

を広報を通じ呼び掛けており、また、養護学校主催の交流教育事業には積極的に“場”を提供し、児童を参加させている。この成果は上がっている。養護学校に通う子供たちの地域の子供達との交流が非常に少なくなるのも側面としてある。それぞれの地域で交流の機会をもって欲しい。地域の指導者たちと話し合い検討したい。

【住民福祉課長】精神薄弱者の親の会が結成されており、福祉関係諸事業に参加して頂き、健常者との交流を図っている。社会的弱者についての住民理解を深めるため、会の育成を更に充実させたい。

(3)小中学校に特殊学級を設置されたい。

【教育長】人口急増に伴い心身障害者は増加している。早急に検討しなければならない課題だ。H.6年4月をめどに新設中学校、小学校1校に開設したい。

☞かつては小学校に特殊学級が設置されていたが、卒業などで対象者がいなくなったとして、廃止された。だから現在、障害児は障害の程度により、普通学級か養護学校かのどちらかを選択する。障害があっても普通学級で一緒に生活できるなら、その子の能力に応じた教育が受けられるかどうかの課題はあるが、それが良いと思う。

それまで学校さえ行けなかった子供達に教育を受ける場を提供し、発達や能力に応じた教育が受けられるという面で、養護学校の意義は大きいと思うが、一方では障害をもった人を社会から隔離してしまっている側面もある。小学校の在学名簿にないからと地域の子供会にも加入できないこともあると聞く。これまで、普通学級か養護学校かの二者択一だった保護者にとって、普通校特殊学級を作ることでその選択肢を1つ増やすことは、障害児が地域に戻る機会を増やすことにならないだろうか。

障害者と健常者が共に生活していく社会でありたいと思う。様々な人がいてあたりまえの社会なのだから、不幸にして障害をもった人も自然な存在として地域で生活できたらと願う。

『特殊学級』という言葉の響きはあまりよくない。むしろさげすんで見るきらいもあったようだ。周囲の理解と協力がなければ設置意義が半減してしまう。形態は情緒障害学級、言語学級などいくつかあり、通級制もある。どんな形で開設するのがよいか、充分に研究して欲しい。と同時に、“障害者と共に生きる”ことの啓発に力を入れて欲しい。

問2．ごみ問題

(1)西坪山工業団地内に予定されているペットボトル再生工場の具体的計画を説明されたい。町の姿勢はどうか。

【都市計画課長】H.3年4月にカンロフーズから撤退の申し入れがあったので、

跡地には公害の無い優良企業を、と申し入れた。同年7月、株式会社ウィズウェィストジャパン(旧山一カレット)から国土法２３条に基づく届け出があり、町は県に対し西坪山工業団地は製造業が主であること、地元が反対する恐れがあることから好ましくないとの意見を出した(許可権は知事)。また、事業内容の確認やペットボトルについての調査もした。公害関係法令や専門的識見を基に、臭気・騒音・水質などについて細心の注意をはらい公害防止協定を操業するまでに締結する。団地内企業・住民に充分な説明をするよう指導している。

【保健衛生課】ペットボトル再生工場ができるなら活用する検討をしたい。しかし、現在の収集体制は目一杯に組まれている。操業状況を把握し、慎重に対処する。

☞ペット(ＰＥＴ)ボトル:ポリエチレンテレフタレート樹脂容器

新聞やテレビで既に報道されたが、烏山町での計画が南河内町に回ってきた。南河内町には立地の許認可権はない。公害発生源とならないよう公害防止協定で規制することしかできない。

《企業側からの説明》 H.4年11月30日

H.4年9月　土地所有権得た。既存建物をできるだけ活用しH.5年4月に創業したい。
事業内容:圧縮梱包して搬入されたものをばらばらにし、洗浄・破砕・乾燥の工程で再生品を生産し、ペットフレークとして出荷する。年間5000トン処理を目指す。原料は市町村から収集する。
水処理:汚水には洗浄時の界面活性剤・アルカリ等が含まれる。高度処理を行う。活性汚泥→ＵＦ膜ろ過→活性炭吸着→排水
水使用量:24時間稼働した時、日量260ｍ³。井戸水利用を考えている。
臭気:搬入するペットボトルは清涼飲料用のみで収集時に濯いである。ストックヤードは屋内とするので悪臭はない。

プラスティク類は処分に困る。リサイクルできるなら1度使って捨てるよりは良い。が、いずれは廃棄物となる。再生工場ができれば問題が解決する訳ではないと思う。

1992.12.6　朝日新聞（1面）

清涼飲料などの容器に使われているペットボトルの再生処理工場が1993年３月に稼働する。運営は業界団体と廃棄物処理会社があたり、当面は地方自治体を通じて回収したボトルを年間5000トン処理する。プラスチック廃棄物の再利用態勢づくりが急務になっているが、業界をあげて回収と再生を企業化する試みはペットが初めてだ。

ペットボトル再生工場が来春稼働

業界あげて回収・処理

ペットボトルの再利用事業を進めるのはペットの樹脂メーカーと成型加工メーカーで組織するPETボトル協議会（会長・坂本堅一ダイヤブロー社長）。具体的には、この事業のために設立されたPETボトルリサイクル事業組合（理事長・剱持武治三井ペット樹脂社長）と埼玉県大宮市の産業廃棄物処理会社、ウィズウェイストジャパン（山田文彦社長、資本金四億八千五百万円）でつくる合弁会社が行う。

工場は、栃木県河内郡南河内町の工業団地内にある菓子メーカーの建物を買い取り、機械を据え付ける。合弁会社は九三年一月中旬に設立される予定で、資本金は未定だが総投資額は約八億円になる。出資比率は業界側が四九%、ウィズウェイストジャパンが五一%。

首都圏の自治体から再生用ペットボトルを買い取り、フレーク（粒）に再生したうえで加工メーカーに還流する。協議会では再生用途の研究を進めているが、ペットはポリエステル繊維と組成が同じ物質なので、容器類や雑貨だけでなく、カーペットやクッション用の綿にも使えるという。新品のペット樹脂より三─四割安い値段で出荷し、三年後には黒字にしたい考えだ。

ペットボトルは、軽くて割れにくいため、びんや缶に代わる容器として急速に普及し、ボトル用樹脂の需要は八〇年には一万二千トンだったものが九二年は十三万トン近くまで伸びている。しかし、回収ルートがあるびんなどと違って、飲料メーカーは売りっぱなしで処理は自治体任せ。焼却しようとしても熱量が高く炉をいためるので、埋め立て処理されているのが現状だ。

PETボトル協議会は、ペットボトルの廃棄物処理問題に取り組むことを目的に八二年に設立され、会員企業は現在二十四社。

ペットボトル　原料は、ポリエステル繊維や磁気テープなどと同じく石油からつくられるポリエチレンテレフタレート（PET）樹脂。一九七〇年代になって容器に成型する技術が開発されてから様々な分野で製品化された。軽くて透明度が高い、飲料の炭酸を逃がさない、自由に形をつくれるなどの特長がある。日本では生産量の七〇%以上、年間約九万トンが清涼飲料用に使われている。他の用途は酒類、調味料、化粧品など。

1992.12.6 朝日（1面）

(2)リサイクルセンターの現況と今後の対応策を問う。
小山広域保健衛生組合の取り組みはどうか。

【町長】県の指導により野木町資源化センター及び国分寺町・南河内町リサイクルセンターは、12月より広域保健衛生組合で所管することとなった。これまでの経過、運営、地元との話し合い等について組合事務局、管理者たちはまだ充分に把握していない。リサイクルセンターはH.12年までに現在地より撤去する事になっている。その後について、早急に広域としての方針を確立するよう働き掛ける。

(3)『適正処理困難なものは使わない』ことについてどのような考えをもちどのような啓発を行っているか。
また、リサイクル条例(資源再利用促進に関する条例)を制定してはどうか。

【保健衛生課長】廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中で、『適正処理困難なもの』は厚生大臣が指定することになっており、これからだ。国の指定状況、県の指導状況をみて、今後どう対応するか考える。
リサイクル条例は県内では例がなく、全国でも希だ。これから調査・研究するので結論は出せない。

☞1991年10月公布、1992年7月施行の廃棄物処理法(旧法を全面改正)を受けて、各自治体では『廃棄物の処理及び清掃に関する条例』を改正している。町でも9月定例会で改正した。東京都では『廃棄物の処理及び再利用に関する条例』として"リサイクル条例"ともいえる内容を盛り込んだ。
特筆すべきことの中に①厚生大臣が指定する適正処理困難物に加えて知事が指定することができる、②基本的責務として知事・事業者・都民は自ら廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により廃棄物の減量を図ることとし、それぞれの責務を規定した、等がある。
また、東京都保谷市では清掃条例改正とは別に『市資源の再利用の促進に関する条例』を定め、廃棄物等の再利用・再使用を促進することで資源の有効活用と地域環境保全に寄与することを規定している。
どちらの場合も住民の熱心な働き掛けが実現したものとも聞く。ごみ問題に真剣に取り組むなら、国の方針や指導を受けるのを待つのみではなく、積極的に世の中の潮流を研究し町に合った施策を引き出して貰いたい。研究成果とごみ減量化資源化推進検討委員会の活躍を期待したい。

問3．学校の排水処理施設について
(1)薬師寺小学校の排水処理施設(屎尿浄化槽・雑排水)の改善計画はどうか。早期改善を求める。

【教育総務課長】屎尿は単独浄化槽で処理しているが、雑排水は未処理なので近年中に改善する。H.5年度から施設整備に入るので年次計画を立てて実施する。

(2)吉田西小学校の単独浄化槽は直ちに廃止されたい。

【教育総務課長】早い機会に合併浄化槽に接続したい。水道管が通っている、地盤がゆるく擁壁工事が必要であることからかなりの費用がかかりそうだ。時期は薬師寺小整備の後となろうが、更に財政担当者と協議する。

☞H.3年度に吉田西小学校は給食室と食堂の増改築に併せて合併浄化槽(屎尿・雑排水処理)を設置した。将来、古くなった単独浄化槽を廃止してトイレ排水も受け入れるように容量を大きくしてある。

現在までの処理状況は大変素晴らしい。4月から稼働してBODは5.4mg/ℓ(4月)、5月には1.6mg/ℓ、そして7月には1.0mg/ℓ以下となっている。家庭用合併浄化槽の処理水質規制はBOD20mg/ℓ以下であるが、それどころか1.0以下を記録しており、県や保健所等町外から注目されている。

給食施設からの排水は汚濁負荷が高い。汚水の性質に併せて浄化槽の設計をしたところが西小学校の特徴だ。この浄化槽を選択した町教育委員会に喝采！

こんなに性能の良い浄化槽を設置しているのだから、早くトイレ排水も接続して貰いたい。フルに活用しないとはもったいないことだ。そして薬師寺小の改善でも、一刻も早く吉田西小のように性能の良い浄化槽を設置してもらいたい。それが、放流先への礼儀というものではないか。

問4．その他の事務事業について

(1)選挙投票区を再編されたい。人口急増と投票率向上に対応するためグリーンタウンを包含する第３投票区は分割されたい。

【総務課長】１投票区の人口は2000～3000人が標準である。第３投票区は4800人となっており、町選挙管理委員会ではH.7年の県議会議員選挙には分割したいとしている。仮設集会所利用は位置が偏る、駐車場が足りない、1度だけで変更することになりかねない等の理由で考えていない。今年の知事選挙では投票率向上のため、グリーンタウンを重点的に広報活動を実施したが低率だった。これは自治医大関係職員・学生の率が低かったためと分析している。

(2)町民会議・非核都市宣言は当初に予算化されているにも拘らず、未だに実施された形跡がない。実施計画を説明されたい。

【企画課長】S.58年～63年まで町民会議が実施され、それなりの成果はあった。しかし、後半はマンネリ化した。関係課で在り方を協議し、今年度はその規

定を見直しH.5年度から実施することになった。

三角塔を設置すべく近隣町の状況を参考に準備を進めている。併せて広報等にて住民意識の高揚を図る。

☞町民会議が実施されなくなってから3,4年経つ。この間に充分検討して、今年度実施するのではなかったのか。"出前行政"は町長の所信ではなかったか。事が起こってから話し合うのではなく常日頃からの住民との対話が大事と思う。

傍聴感想

議会の傍聴は、私にとっては4回目になります。
一回目は国分寺町、ここは傍聴席が議場より高くなっていて、少し見おろす感じです。二回めは石橋町、議場、傍聴席は南河内町と良く似た感じだったように思います。（7・8年も前の事で記憶違いだったらごめんなさい。）
南河内町では、5年程前に一度傍聴し、今度で二回目という事になります。

それぞれの町で、議場の雰囲気は違いますが、共通しているのは手元に資料が無いという事、そして、言葉がむずかしい（これでは資料があったとしても理解できないかもしれない。）という事です。この役所言葉、なんとかしていただけないものでしょうか。

もう一つ何とかしていただきたいものに、議員さん方の机上の名札があります。これには番号のみの記入になっていて、傍聴席からは後ろ姿なので誰なのか全く判りません。指名する時も『ハイ、○番』と、番号で呼び、議員さん自身も『○番、質問します。』と、名前は言いません。ぜひ、名札に記名をしていただきたいものです。

傍聴券には、意見・要望を書ける欄があります。今回は折角のチャンスを逃してしまいました。今度傍聴に行く機会があったら、忘れずに資料の事、名札の事を要望しようと思います。
皆様も是非ご記入ください。

荒井 英子

１９９２年 報酬と主な使途

【収　入】

議員報酬	3,377,500円	(20万円X12)+(20万円X1.15X4.25)
社会教育委員報酬	35,000	H.3年度分
下水道組合議員報酬	3,083	H.4年3月分
都計審議会委員報酬	6,000	
講演会謝金	35,000	日光市・今市市
所得税還付金	146,980	H.3年分
寄付金等	241,199	"応援する会"・"町政を考える会"他
印刷機使用料	39,773	実費(印刷1.55円/枚+原紙30円/枚) →用紙代含む
合計	3,884,535円	

【支　出】主なもの

所得税	313,085円	義務的な支出 193万2684円
議員共済掛け金	264,000	義務的な支出
住民税	85,400	義務的な支出
国民健康保険税	175,300	義務的な支出
国民年金掛け金	118,270	義務的な支出
議員旅行積立金	60,000	義務的な支出
自動車重量税・整備等	316,629	義務的な支出 →車検・保険料含む
家計へ	600,000	義務的な支出 →扶養手当減額分・ガソリン・電話代として
病気保険	8,100	3か月分
印刷機購入	618,000	リソグラフRC110
ファックス・置台購入	179,000	
印刷機用消耗品	35,117	インク・マスター
ゼロックス維持費	89,425	コピーキット・用紙
ワープロ維持費	18,668	リボンカセット・修理代
用紙・事務用品・切手	169,710	封筒印刷・カッター購入含む
速報発行	29,792	印刷代(No67・68),折込代(No69)
新聞・機関誌・月刊誌・図書	275,080	
サンプル分析	36,250	浄化槽・焼却灰
慶弔費	21,950	

その他議員研修・自主研修出張費・講座参加費・団体会費・懇親会参加費等

※2月の議会議員選挙に際しては、多くの皆さんからカンパを戴きました。"村尾光子を応援する会"が解散するにあたり活動費用の残額すべてを、そしてかつての"町政を考える会"からの残額すべてを、今後の議員活動の一助にと寄付して下さいました。これらは、印刷機購入費の一部に充てました。
印刷機は実費でお使い戴けます。

※この年末に、ファックスを購入しました。番号は0285―44―5418(☎と同じです)

伝えたいことを書き尽くせなかった報告となりました。疑問の点やご意見がありましたら、ご連絡下さい。